



熊本県公報

第11914号

平成22年6月8日(火)

(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○公有水面埋立に係る一部しゅん功認可	(漁港漁場整備課) 1
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称変更	(障害者支援総室) 2
○保安林の指定	(森林保全課) 2
○保安林の指定	(") 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 3
○平成22年度定期種畜検査の有効期間延長	(畜産課) 3
○保安林の指定の解除の予定	(森林保全課) 3
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障害者支援総室) 3
公 告	
○県営土地改良事業の工事完了公告	(農村計画・技術管理課) 4
○県営土地改良事業の工事完了公告	(") 4
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 4
○土地改良区役員の退任及び就任の公告	(農村計画・技術管理課) 4
○土地改良区の定款変更認可	(") 5
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 5
○土地改良区役員の退任の公告	(農村計画・技術管理課) 5
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 5
訓 令	
○熊本県氷川ダム操作規程	(河川課) 6
登 載 依 頼	
○熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の開催	(熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会) 8

告 示

熊本県告示第609号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により公有水面埋立てに関する工事の一部をしゅん功認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日
平成22年5月28日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目18番1号 塩屋漁港管理者 熊本県
熊本市手取本町1番1号 熊本市
- 3 埋立区域
 - 2 工区
 - (1) 位置
熊本市河内町字鶴通洞又1465、1464の1、又1461、1461並びに1460、1455の2、1455の12及びこれらの区域に介在する道路地先並びに字宮の上1454の7、1454の10地先公有水面
 - (2) 区域
次の1の地点と6の地点を直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を平成7年春分の日における満潮位(DL+4.58メートル)の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
1の地点 塩屋漁港基点4(北緯32度48分57秒、東経130度35分38秒)から10度16分54秒 138.985メートルの地点
6の地点 1の地点から347度03分11秒 280.218メートルの地点
 - (3) 面積
11,998.51平方メートル

- 4 埋立地の用途
2工区 漁村再開発施設用地
- 5 埋立免許の年月日及び番号
平成7年10月9日熊本県指令漁第53号
- 6 関係書類の備置場所
熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本市水産振興センター

熊本県告示第610号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により次の保険医療機関等開設者から変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
平成22年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

保険医療機関等開設者の名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 志友会	事業所の名称	芦北学園発達医療センター	くまもと芦北療育医療センター	平成22年4月1日

熊本県告示第611号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成22年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市栢宇土町字帽子山709番、726番、729番、733番1、740番、741番、744番、字中尾764番、字仁田尾839番、840番、858番、858番2、876番から878番まで、888番2、891番1から891番3まで、892番1、897番、898番1、898番2、915番1、919番2、920番1、921番1、921番2、字帽子山747番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字仁田尾891番1、892番1、888番2・891番2・891番3・897番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第612号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成22年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市栢宇土町字寺ノ尾36番、66番19、字ヘコノ入172番4、192番3、192番4、193番4、210番5、210番6、210番9、210番12、210番18、192番1・210番15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヘコノ入210番5・210番6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年6月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	445号	上益城郡山都町北中島字滑川 2740番6地先から 同所 2737番3地先まで	336.5	交安統合（改築による拡幅）

2 供用を開始する期日 平成22年6月8日

熊本県告示第614号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による平成22年度定期種畜検査について、農林水産大臣から、現在交付している種畜証明書の有効期間を超えるものについては、同法第6条第2項の規定により有効期間を平成22年10月20日まで延長する旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成22年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第615号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により次の森林を解除予定保安林にするので、同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 解除予定保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町志岐字水ノ本3837番3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 駐車場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第616号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成22年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
こがね町調剤薬局 八代市黄金町21番2	平成22年6月1日	1740761
ホスピタ薬局 熊本市御幸木部一丁目2番38号	平成22年6月1日	0147521
託麻中央薬局 熊本市西原一丁目2番67号	平成22年6月1日	0146572

公 告

熊本県公告第 3 2 4 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成 2 2 年 6 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理、 農業用排水施設	東西屋敷 (熊本市)	平成 1 4 年 7 月 1 1 日	平成 2 2 年 3 月 2 4 日	熊本県
農用地の 保全	横山 (熊本市)	平成 1 3 年 1 0 月 5 日	平成 2 2 年 3 月 1 日	熊本県

熊本県公告第 3 2 5 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成 2 2 年 6 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の 保全	宮山 (西原村)	平成 2 0 年 9 月 2 5 日	平成 2 2 年 3 月 3 0 日	熊本県

熊本県公告第 3 2 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 2 年 6 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字古閑字大峯 6 6 番 1、同 6 6 番 3 の一部、同 6 7 番 9 及び同 6 7 番 1 2
2, 4 6 6. 8 8 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市長嶺南 8 丁目 8 番 5 5 号
株式会社アネシス

熊本県公告第 3 2 7 号

宇城市に事務所を置く下益城南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 2 年 6 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	篠崎 鐵男	宇城市三角町波多 2 8 1 番地 4
理事	嘉悦 信次	宇城市小川町北部田 2 9 1 番地
理事	篠塚 恭治	宇城市小川町南小野 9 9 0 番地
理事	篠塚 裕	宇城市小川町南小野 1 0 5 4 番地
理事	吉田 豊實	宇城市小川町中小野 9 1 3 番地
理事	村上 泉	宇城市小川町北小野 5 8 6 番地
理事	松本 智克	宇城市松橋町内田 8 3 7 番地
理事	林田 徳一	宇城市松橋町竹崎 1 3 0 5 番地 2
理事	奥村 徹	宇城市松橋町豊福 4 0 2 番地
理事	福富 篤	宇城市松橋町両仲間 1 0 0 7 番地
理事	上田 光秋	宇城市松橋町西下郷 7 7 6 番地

監事	坂崎 改輝	宇城市小川町中小野 9 6 番地
監事	米村 敏勝	宇城市松橋町両仲間 7 0 4 番地 2
就任		
理事	篠崎 鐵男	宇城市三角町波多 2 8 1 番地 4
理事	谷川 征博	宇城市小川町北部田 1 1 9 1 番地 1
理事	篠塚 裕	宇城市小川町南小野 1 0 5 4 番地
理事	篠塚 恭治	宇城市小川町南小野 9 9 0 番地
理事	吉田 豊實	宇城市小川町中小野 9 1 3 番地
理事	村上 泉	宇城市小川町北小野 5 8 6 番地
理事	松本 智克	宇城市松橋町内田 8 3 7 番地
理事	近藤 健二	宇城市松橋町豊福 5 7 番地
理事	林田 徳一	宇城市松橋町竹崎 1 3 0 5 番地 2
理事	濱田 幸徳	宇城市松橋町両仲間 9 1 0 番地
理事	門口 恒雄	宇城市松橋町西下郷 4 1 8 6 番地 1
監事	坂本 一雄	宇城市小川町北小野 4 7 0 番地
監事	福富 篤	宇城市松橋町両仲間 1 0 0 7 番地

熊本県公告第 3 2 8 号

下益城郡美里町に事務所を置く美里町土地改良区理事長長嶺興也から平成 2 2 年 4 月 2 6 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 2 2 年 5 月 3 1 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 3 項の規定により公告する。
平成 2 2 年 6 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 3 2 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 2 年 6 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字下八久保 2 0 0 0 番 1 9 4
1, 8 2 8. 5 5 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市幾久富 1 9 0 9 番地 1 0 5 4
社会福祉法人 翌桜会 はあもにい保育園

熊本県公告第 3 3 0 号

菊池市に事務所を置く菊池台地用土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 2 年 6 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	藤井 修一	熊本市植木町一木 6 7 0 番地 1 2
理事	大住 清昭	合志市西合志野々島 3 2 4 7

熊本県公告第 3 3 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 2 年 6 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字榎ノ本 2 4 7 番 1
1, 2 2 8. 5 5 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市紺屋阿弥陀寺町 1 0 番地

千里殖産株式会社

訓 令

熊本県訓令第42号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県氷川ダム操作規程を次のように定める。
平成22年6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県氷川ダム操作規程
熊本県氷川ダム操作規程（昭和50年熊本県訓令第14号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条、第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条－第7条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第8条－第11条）
- 第4章 洪水調節等（第12条－第17条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第18条－第24条）
- 第6章 点検整備等（第25条－第27条）
- 第7章 雑則（第28条）

附則

- 第1章 総則
（趣旨）
- 第1条 熊本県氷川ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この規程の定めるところによる。
（ダムの用途）
- 第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい及び上水道用水の供給をその用途とする。
第2章 貯水池の水位等
（洪水）
- 第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒150立方メートル以上である場合における当該流水とする。
（水位の測定）
- 第4条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計により測定するものとする。
（常時満水位）
- 第5条 貯水池の常時満水位は、標高164.40メートルとし、第14条の規定により洪水調節を行う場合及び第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。
（サーチャージ水位）
- 第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高179.00メートルとし、第14条の規定により洪水調節を行う場合及び第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。
（最低水位）
- 第7条 貯水池の最低水位は、標高156.00メートルとする。
第3章 貯水池の用途別利用
（洪水調節等のための利用）
- 第8条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、常時満水位からサーチャージ水位までの容量450万立方メートルを利用して行うものとする。
（流水の正常な機能の維持のための利用）
- 第9条 流水の正常な機能の維持は、最低水位から常時満水位までの容量140万立方メートルのうち最大87万立方メートルを利用して行うものとする。
（特定かんがいのための利用）
- 第10条 ダムから直接取水して畑地のかんがいの用に供する用水（第22条第2項において「特定かんがい用水」という。）の供給は、最低水位から常時満水位までの容量140万立方メートルのうち最大28万立方メートルを利用して行うものとする。
（上水道用水のための利用）
- 第11条 上水道用水の供給は、最低水位から常時満水位までの容量140万立方メートルのうち最大25万立方メートルを利用して行うものとする。
第4章 洪水調節等
（洪水警戒体制）
- 第12条 熊本県氷川ダム管理所の所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。
（1） 熊本地方气象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
（2） その他洪水が予想されるとき。
（洪水警戒体制時における措置）
- 第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に定める措

置をとらなければならない。

(1) 関係機関への連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

(2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。

(3) 洪水調節計画をたてること。

(4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムに関する必要な措置をとること。

(洪水調節)

第14条 所長は、流入量が毎秒150立方メートルに達したときから毎秒150立方メートル未満に達するときまで、毎秒150立方メートルの流水を放流することにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認めるときは、これによらないことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第15条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認めるときは、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水調節等のおける水位低下のための放流)

第16条 所長は、第14条の規定により洪水調節を行った後又は前条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに水位を常時満水位に低下させるため下流に支障を与えない程度の流量を上限として放流を行うものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるときは、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第18条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ダムによって貯留された流水を放流することができる。

(1) 水位がサーチャージ水位を超えるとき。

(2) 水位が常時満水位を超えるとき(第3号及び第4号の規定に該当する場合を除く。)

(3) 第14条の規定により洪水調節を行うとき。

(4) 第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。

(5) 第16条の規定により洪水調節等のおける水位低下のための放流を行うとき。

(6) 第21条の規定により流水の正常な機能の維持のための放流を行うとき。

(7) 第25条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(8) その他特にやむを得ない理由があるとき。

(放流の原則)

第19条 所長は、ダムから放流を行うときは、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効な放流とならないよう努めなければならない。

(放流量)

第20条 所長は、ダムから放流を行うときは、ダムからの放流量が次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める量を超えないようにしなければならない。

(1) 第18条第1号、第2号又は第4号の場合 流入量に相当する量

(2) 第18条第3号の場合 第14条の規定による放流量

(3) 第18条第5号の場合 第16条の規定による放流量

(4) 第18条第6号の場合 第21条の規定による放流量

(5) 第18条第7号又は第8号の場合 最大毎秒150立方メートル

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第21条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認めるときは、立神橋地点において別表の水量を確保できるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(上水道用水及び特定かんがい用水のための供給)

第22条 所長は、上水道用水の供給のため、毎秒0.121立方メートルの水量を上限として取水できるように措置するものとする。

2 所長は、特定かんがい用水の供給のため、次の各号に掲げる期間においてそれぞれ当該各号に定める水量を上限として取水できるように措置するものとする。

(1) 1月1日から6月20日まで 毎秒0.040立方メートル

(2) 6月21日から7月31日まで 毎秒0.208立方メートル

(3) 8月1日から8月5日まで 毎秒0.150立方メートル

(4) 8月6日から10月10日まで 毎秒0.208立方メートル

(5) 10月11日から11月20日まで 毎秒0.040立方メートル

(6) 11月21日から12月31日まで 毎秒0.080立方メートル

(放流に関する通知等)

第23条 所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生じると認めるときにおいて、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第32条の規定に準じて、関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

2 所長は、前項の規定により通知すべき関係機関及び周知の方法を、あらかじめ定めて

おこななければならない。

(ゲートの操作)

第24条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、知事が別に定める。

第6章 点検整備等

(計測、点検及び整備)

第25条 所長は、知事が別に定めるところにより、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため、計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、ゲート等及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため、適時試運転を行わなければならない。

(観測)

第26条 所長は、知事が別に定めるところにより、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第27条 所長は、ゲート等を操作し、第25条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、並びに前条の規定による観測を行ったときは、知事が別に定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑則

(雑則)

第28条 この規程を実施するために必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成22年6月8日から施行する。

別表 (第21条関係)

期 間	水 量
6月21日から8月31日まで	毎秒3.81立方メートル
9月1日から9月30日まで	毎秒3.03立方メートル
10月1日から10月10日まで	毎秒3.22立方メートル
10月11日から11月28日まで	毎秒1.35立方メートル
11月29日から12月31日まで	毎秒2.26立方メートル
1月1日から4月30日まで	毎秒2.03立方メートル
5月1日から5月31日まで	毎秒2.58立方メートル
6月1日から6月20日まで	毎秒2.39立方メートル

登載依頼

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第1号

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。

平成22年6月8日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会長

- 1 開催日時
平成22年6月23日(水)
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28-51
熊本テルサ
- 3 議題
(1) 後発医薬品の安心使用に関する施策の検討について
(2) 今後の事業計画について
(3) その他
(4) 意見交換等
- 4 傍聴者の定員 10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局(熊本県健康福祉部薬務衛生課監視麻薬班)
電話 096-383-1111(内線7164)